

飼い犬・飼い猫の引取りが有料になります

福岡県では、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。引取りにより殺処分される犬や猫の数は全国で最も多く、県ではペットを最後まで飼っていただくこと（終生飼養）を強くお願いしています。今回、終生飼養に対する責任をもっと自覚していただくために、飼い主からの犬・猫の引取りを有料化します。

Q1 いつから有料になりますか？

平成21年10月1日からです。

Q2 引取りの場所はどこですか？

最寄りの保健福祉環境事務所です。
※市役所での引き取りは行いません。

Q3 引取りの手数料はいくらですか？

生後91日未満の犬・猫は、1頭につき400円
生後91日以上犬・猫は、1頭につき2,000円です。
福岡県領収証紙による納入となりますので、事前にご準備ください。

Q4 引取りを依頼するにはどうすればいいの？

引取りを依頼される場合、事前に保健福祉環境事務所にご連絡ください。
また、引取りに際しては、手数料の納付、引取申請書の記入等の手続きが必要です。

Q5 問い合わせ先は？

福岡県久留米保健福祉環境事務所までお問い合わせください。（9月30日まで）
電話番号は、30-1045です。

福岡県における犬猫の殺処分数	
犬	4,795
猫	11,360
計	16,155

平成19年度統計

〔ペットの飼い主へ〕

●犬・猫の引取りについて

ペットを最後まで責任を持って飼うことは、飼い主が果たすべき責務です。
やむを得ない理由で飼えなくなった場合は、自らの責任で新しい飼い主を見つけるよう最大限の努力をしてください。
どうしても新しい飼い主を見つけられない場合に限り、引取りを行います。
なお、引き取られた犬・猫のほとんどが殺処分されます。

●その他の責任

ペットを捨てることは犯罪であり、50万円以下の罰金の対象となります。
他人に迷惑をかけないように、しつけ等を行い、十分に面倒を見てください。
生まれる子犬・子猫の命に責任がもてない場合は、不妊去勢手術をして繁殖を防ぎましょう。



〔これからペットを飼う人へ〕

ペットを飼うことは、その一生に責任を持つことです。
ペットを飼う前に、本当に飼い続けられるか、家族みんなで話し合ひましょう。
◇飼い主が引取りを依頼する主な理由◇
（このようなことが避けられるか、将来まで含めてよく考えましょう。）

1. 引っ越しで飼えなくなった
2. 子犬・子猫が生まれた
3. 近所から苦情がきた
4. 子どもにアレルギー症状が出た
5. 病気で世話が出来なくなった
6. 高齢になったペットの介護が負担になった
7. 飼い主が亡くなった
8. 就職、結婚、出産などでペットの面倒を見る時間がなくなった



子犬の地域譲渡会

これから犬を飼う人のための講習会

- ▶日時 9月10日(木)／午後1時30分～4時(受付 午後1時～)
- ▶対象者 子犬の譲渡を希望する人、これから犬を飼う予定の人
- ▶内容 講義「あなたは本当に犬が飼えますか?」「子犬を迎える準備」
- ▶申込開始日 8月17日(月)

子犬の譲渡会

- ▶日時 9月16日(水)／午後1時30分～4時
(受付 午後1時～1時30分 時間は厳守してください)
- ▶対象者 上記の「これから犬を飼う人のための講習会」を受講した人
- ▶内容 子犬選び、子犬の決定、講習「子犬の飼育方法」「犬の健康管理」「子犬のしつけ方」

共通事項

- ▶会場 県久留米総合庁舎4階第1会議室(久留米市合川町1642-1)
- ▶定員 20家族(定員になり次第締め切ります)

「ねこの話～ニャンコでトーク～」

- ▶日時 8月20日(木)／午後1時30分～3時30分(受付 午後1時～)
- ▶会場 県久留米総合庁舎4階第1会議室(久留米市合川町1642-1)
- ▶対象者 ねこを飼っている人、これからねこを飼いたい人、ねこのことをもっと知りたい人、ねこに困っている人、ねこの忌避方法を知りたい人など
- ▶内容 講義「ねこを巡る今の現状」「ねこの魅力」「ねこことよりよい関係を築くために」など
- ▶申込方法 事前に電話で申し込み
- ▶申込開始日 8月10日(月)

●申込・問い合わせ先 久留米保健福祉環境事務所衛生課 ☎30-1045